

議 事 録

件 名	第3回宜野湾市上下水道料金等審議会
開催日時	令和元年8月5日(月) 10時00分～11時15分
開催場所	上下水道局2階会議室
出席者 (□は欠席者)	<p>■平剛委員 ■福里清孝委員 ■加藤壮一委員 □森田進委員 □波平道子委員 ■宮城恵美子委員 (事務局)</p> <p>■石川次長兼業務サービス課長 ■與那原総務企画課長 ■呉屋下水道施設課長 ■高宮城水道施設課長 ■徳田技幹兼排水設備係長 ■親川業務管理係長 ■企画係(事務局)</p>

内 容	
事務局	これより、第3回宜野湾市上下水道料金等審議会を開会する。
会長	<p>まず初めに会の成立について報告する。宜野湾市上下水道料金等審議会規程第6条第2項の規定により過半数の委員の出席が認められる為、本審議が成立することを報告する。それでは、平会長に進行を願いたい。</p> <p>会を進行する。</p> <p>まず初めに、第2回審議会における決定事項について確認する。</p> <p>第2回審議会において、下水道使用料の増額改定について全会一致で決定したことを確認する。</p>
委員	異議なし。
会長	次に、事務局より本日提出の資料の説明を願いたい。
事務局	【資料2-1～2-5、資料4-1、4-2について説明】
会長	それでは審議に入る。事務局の説明に対し、質問、意見、資料請求等のある委員は挙手を願う。
委員	資料のパターンが多いため、この中から消去法で残していく方が良いのではないか。

	<p>また、大型スーパーや宿泊施設等の使用水量の多い施設の負担が大きくなると、そこから意見がでてくると思う。水量が多い為、使用料は年間でかなりの金額になる。月に10万前後の負担増なら仕方ないと思うが、それ以上だと非常に厳しいと考える。</p>
委員	<p>公共料金については、「広く薄く公平に」が原則である。特定の使用水量の部分だけ値上げすると説明がつかない。資料2-5に絞って値上げ幅にメリハリをつけるとか、いかに公平を図りながら改定をするかが大切である。</p>
会長	<p>使用水量の多い所は、元々の単価が高くなっている。その為、上げ幅を少し圧縮する等の工夫が必要と考える。</p>
委員	<p>この5パターンの資料の中で、基本使用料を引下げの案、据え置きする案があるがそちらについて意見はあるか。</p>
事務局	<p>基本使用料を引下げたところで喜ぶ人がどれだけいるか疑問である。私はそう多くないと感じる為、基本使用料は引下げせずに据え置きでよいと考える。</p>
委員	<p>基本使用料を引き下げる案については、使用水量の少ない単身高齢者世帯等に配慮しているものである。約3,000世帯利用者の約1割弱の世帯の下水道使用料が減額されると考える。</p>
委員	<p>基本使用料は、下水道設備の維持管理の為の料金であると思うので、据え置きで良いと考える。それ以外の所ですこし引下げをする方が良いと考える。</p>
委員	<p>基本使用料は、固定費や需要家費などの固定的にかかる部分を賄っている為、私も引下げの必要はないと考える。</p>
事務局	<p>15円単価を上げた場合、何年くらい改定せずにいけるのか。</p> <p>前回もご説明した通り、3～5年に1度の使用料見直しが必要と言われている。</p> <p>下水道使用料は平成22年度以降改定を行っておらず、現在基準外繰り入れで約1億8,000万円を一般会計に負担してもらっている。下水道事業の健全な経営、一般会計の負担軽減のためにもその都度見直しは必要である。</p>
委員 会長	<p>承知した。</p> <p>先程、複数の委員から、基本使用料については据え置きで良いのではという意見があったが、事務局の意見を伺いた</p>

事務局	い。 基本使用料を据え置きとなる場合には、8 m ³ ～30 m ³ の超過料金の単価を15円程度引き上げることで、1000 m ³ 以上の超過料金の値上げ幅を多少圧縮することが可能であると考ええる。
委員	使用水量の多いところは、元々の単価設定が高い為、少しゆるやかな値上げ幅にして、その分を使用水量の件数が多いところに1円～2円程度乗せていくこともできるのではと思う。
会長	委員の意見をまとめると、基本使用料は据え置き、資料5に絞って検討し、超過料金の使用水量の多い部分の値上げ幅圧縮、使用水量の件数の多い部分を1～2円程度上乗せして値上げするということになるが異議はあるか。
委員	異議なし。
会長	先程のまとめを踏まえて事務局にてシミュレーションの資料作成をお願いしたい。
事務局	承知した。 確認したい事項がある。 一般会計繰入金の基準外繰り入れが現在1億8,000万円ある。その金額のうち約1億円程度を使用料で賄う為には、約15円程度の単価改定が必要で為、今回そのように資料をお示ししている。その値上げ幅については宜しいか。
委員	異議なし。
事務局	この改定単価を前提に、基本使用料を据え置き、従量制の超過料金部分の単価調整を行うこととなる。
委員	他市町村も今後は改定をしていく傾向にあるのか。
事務局	令和元年度中に県の維持管理負担金が3円程度値上げする予定であるので、おそらく他市町村において使用料改定が行われると考える。無論それぞれ改定単価に差が出ると考える。
委員	下水道使用料の全国平均は約3,000円。今回改定を行っても沖縄は約半分の料金である。
委員	他市町村との比較に用いられる20 m ³ というのは何か意味があるのか。
事務局	総務省において、20 m ³ で3,000円使用料を目安として設

委員 会長	定している為この比較の仕方となっている。 承知した。 質疑も尽きたようなので、今回の審議内容について確認する。
委員 会長 委員 事務局	基本料金は据え置き、資料5を基準に単価改定の調整を行う。調整内容は、30 m ³ 以下については1～2円程度料金を上乗せし、その分1000 m ³ 以上については値上げ幅を圧縮するということが宜しいか。 異議なし。 本日の会議はこの程度に留め、次回に再度審議したい。 異議なし。 異議がないのでそのように決定する。
事務局	次に、事務局より、次回の日程について報告を願いたい。 次回の日程は9月7日（土）13時または13時半開催したい。また、台風の多い時期でもある為、9月14日（土）を予備日としたいが宜しいか。
委員 事務局 会長	異議なし では、次回の開催は9月7日（土）と決定する。 また、事務局のスケジュールの都合上、次回で採決を行い審議終了としたいが異議はあるか。
委員 会長	異議なし。 異議がないようなのでそのように決定する。 これにて第3回宜野湾市上下水道料金等審議会を閉会する。